

兵庫県外の「実施機関の方」へ

姫路市では、令和7年4月1日から兵庫県外の産後ケア実施機関で産後ケア事業が利用できるようになりました。
助成方法は償還払いです。実施機関の方へ利用方法についてご確認をお願いします。

【利用できる実施機関】

産後ケア事業の実施機関として所在地等の県市町村が承認している実施機関が対象です。
それ以外の施設でのご利用は、償還払いの対象外となります。

□申請の確認をお願いします

産後ケア事業は申請日から利用できます。
利用を希望される方が申請していない場合、利用申請をご案内ください。

【申請方法】 姫路市産後ケア事業ホームページの「利用申請フォーム」から電子申請 もしくは
担当の保健センター窓口でも申請できます

□利用券をご確認ください。

- ・利用券は申請から2週間ほどで申請者自宅に郵送で届きます。
 - ・妊娠中に申請された方の利用券は、出産後に発行します。
 - ・利用券で姫路市産後ケア事業の確認ができます。
- ※利用券が届くまでに産後ケアをご利用の場合は、承認状況を姫路市に電話等でご確認ください。

□利用料は全額利用者から徴収ください

助成額は、償還払い手続き後に市から利用者に還付します

□ケア提供後、利用者に以下の物をお渡しください

□領収書（日付、利用者氏名、領収印のあるもの）

□利用状況報告書・内訳書

様式は姫路市ホームページよりダウンロードできます。償還払いの手続きに必要な書類です。
報告書を記載の上、利用者にお渡しください。

□母子健康手帳

産後ケア事業記入欄にご記入ください

□利用券

確認で提出された場合は、償還払い手続き時に必要ですので利用者へご返却ください。
裏面の利用報告書の記入は不要です。

姫路市産後ケア事業については
当市のホームページを参照ください。



【産後ケア事業の問い合わせ先】

姫路市こどもの未来健康支援センター「みらいえ」 電話(079)263-7863